

社会福祉法人西海市社会福祉協議会 各種委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会各種委員に対して支給する報酬等及び実費弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(各種委員の報酬等の支給)

第2条 各種委員には、出務に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- 2 各種委員に対する報酬の額は、別表1のとおりとする。
- 3 各種委員が職務のため出張したときは、別に定める役職員等の旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 各種委員に対する報酬等の支給方法は次のとおりとする。

- 2 支給時期は、各種委員が会議等に参加した次の月の15日に前月分を支給する。ただし、その日が休日にあたる場合は、職員給与規程第9条第2項に準じた日とする。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(実費弁償)

第4条 各種委員が会議等に参加した場合は、別に定める役職員等の旅費支給規程に基づき、交通費の実費弁償を行う。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃を必要とするときは、理事会の議決を経てこれを行う。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月5日に制定する。

別表 1

委員名	報酬の額
評議員選任・解任委員	日額 4,000 円
福祉資金運営委員	日額 3,000 円
地域福祉活動計画策定評価委員	日額 3,000 円
その他の委員	日額 3,000 円